

県第百二十九号議案

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案を次のように提出する。

平成十八年十二月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例案

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の二中「教育職給料表(一)又は」及び「、大学の学長の職は教育職給料表(一)の四級の職」を削り、「これらの」を「その」に改め、「それぞれ」を削る。

別表第三イ教育職給料表(一)を次のように改める。

→ 準則職給料表(一) 三級

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十一号を削る。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

(県が設立した一般地方独立行政法人から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第七条の四 職員のうち、任命権者の要請に応じ、引き続きして一般地方独立行政法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続きして当該一般地方独立行政法人の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人の役員とし

ての勤続期間に通算することと定めている法人で県が設立したものに限る。以下「特定一般地方独立行政法人」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人の役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定一般地方独立行政法人の役員としての在職期間については、第七条（第五項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 職員が第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人の役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第四条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和六十二年広島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「県立大学の学校医等に関しては知事、県立大学以外の県立学校の学校医等に関しては県の教育委員会」を「教育委員会」に改める。

（広島県学校職員定数条例の一部改正）

第五条 広島県学校職員定数条例（平成十二年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

（広島県情報公開条例の一部改正）

第六条 広島県情報公開条例（平成十三年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十七条の二」に改める。

第二条第一項中「管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）」を加える。

第十条第二号ハ中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第三章中第十八条の前に次の一条を加える。

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第十七条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定に基づき異議申立てをすることができる。

第十八条第一項中「(昭和三十七年法律第百六十号)」を削る。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第七条 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 県が設立する地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人

第五条中「通勤」の下に「(当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第二条第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。第七条第一項において同じ。)」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第八条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「別表第三イの教育職給料表(一)の四級特五号給」を「別表第五イの医療職給料表(一)の四級特四号給」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第九条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「別表第三イの教育職給料表(一)の四級特五号給」を「別表第五イの医療職給料表(一)の四級特四号給」に改める。

(広島県個人情報保護条例の一部改正)

第十条 広島県個人情報保護条例(平成十六年広島県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条」を「第三十三条の二」に改める。

第二条第一項中「管理者」の下に「並びに県が設立した地方独立行政法人(地方独立

行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を加え、同条第三項中「実施機関の職員」の下に「（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加え、同条第五項中「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第二章第五節中第三十四条の前に次の一条を加える。

（県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て）

第三十三条の二 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第三十四条第一項中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削る。

（県立学校の授業料等に関する条例の一部改正）

第十一条 県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「受講料、公開講座受講料、施設費及び学生寮使用料」を「及び受講料」に改める。

第二条中「学生」を削る。

第三条第一号を次のように改める。

一 入学者選抜料 出願の際、広島県収入証紙により徴収する。

第三条第四号イ中「高等学校にあつては」及び「大学にあつては四月及び十月の一定の時期にその月以後の六月分を」を削り、同号ロ中「学生、研究生若しくは研修員又は生徒」を「生徒」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 聴講料 聴講開始の月に、広島県収入証紙により徴収する。

第三条第七号から第九号までを削る。

第四条の見出し中「受講料及び公開講座受講料」を「及び受講料」に改め、同条中「受講料又は公開講座受講料」を「又は受講料」に改める。

別表大学の部及び備考を削る。

（県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例等の廃止）

第十二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例（平成七年広島県条例

第三十九号

二 県立広島大学設置及び管理条例（平成十六年広島県条例第三十九号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成十九年三月三十一日から施行する。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日前に支給すべき事由が生じた県立大学の学校医に係る公務災害補償については、なお従前の例による。

（広島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現にされている第六条の規定による改正前の広島県情報公開条例（次項及び第五項において「旧条例」という。）第五条の規定による行政文書の開示の請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る行政文書の開示の請求は、第六条の規定による改正後の広島県情報公開条例（次項及び第五項において「新条例」という。）第五条の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている行政文書の開示の請求とみなす。

4 この条例の施行の際現にされている旧条例第十八条第一項に規定する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新条例第十七条の二の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

5 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

（広島県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の際現にされている第十条の規定による改正前の広島県個人情報保護条例（次項及び第八項において「旧条例」という。）第九条第一項、第二十二條第一項又は第二十九條第一項の規定による個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求のうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る請求は、第十条の規定による改正後の広島県個人情報保護条例（次項及び第八項において「新条例」という。）第九条第一項、第二十二條第一項又は第二十九條第一項の規定により県

が設立した地方独立行政法人に対してされている個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求とみなす。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第三十四条第一項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立てのうち、県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係る不服申立ては、新条例第三十三条の二の規定により県が設立した地方独立行政法人に対してされている異議申立てとみなす。

8 前二項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によってされた処分、手続その他の行為とみなす。

(県立広島大学設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置)

9 第十二条第二号の規定による廃止前の県立広島大学設置及び管理条例（以下この項において「旧条例」という。）第九条の規定は、旧条例第一条に規定する大学の平成十八年度の教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての評価が終了する日までの間は、なおその効力を有する。